

原議保存期間10年
(平成34年3月31日まで)

警察庁乙官発第10号、乙生発第4号

乙刑発第4号、乙交発第4号

乙備発第5号、乙情発第4号

平成23年7月7日

警察庁次長

庁内各局部課長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長

犯罪被害者支援要綱の制定について(依命通達)

警察では、平成8年に、被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進するに当たっての当面の基本的指針を定めることを目的に「被害者対策要綱」を制定し、犯罪被害者支援についての各種施策を推進してきた。

また、その後、犯罪被害給付制度の拡充、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の制定、同法に基づく犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)の策定等を踏まえ、犯罪被害者支援を充実させてきたところである。

この度、第2次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたことを受け、別添のとおり、平成27年度末までのおおむね5年間において特に講ずべき具体的な施策を示した「犯罪被害者支援要綱」を制定したので、引き続き犯罪被害者支援に積極的に取り組まれない。

なお、「被害者対策要綱の制定について」(平成8年2月1日付け警察庁乙官発第3号、乙生発第2号、乙刑発第2号、乙交発第4号、乙備発第2号、乙情発第1号)は廃止する。

命により通達する。

犯罪被害者支援要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。)を踏まえて、警察による犯罪被害者支援を一層充実させるため、平成27年度末までのおおむね5年間において特に講ずべき具体的な施策を示すこと等を目的とする。

2 基本理念

犯罪被害者支援は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の定める基本理念に従い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「支援法」という。)の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(平成20年国家公安委員会告示第25号)に定められた基本的事項等に留意して実施されなければならない。

3 犯罪被害者支援の重点

犯罪被害者支援の推進に当たっては、犯罪による直接的被害とその後の二次的被害の両面において大きな問題を抱えている性犯罪、殺人、傷害致死及び重大な交通事故事件に係る犯罪被害者並びにその後の健全育成の観点から被害少年を支援の重点的な対象とする。

4 推進体制

(1) 警察庁

警察庁は、総合的に犯罪被害者支援を推進するため、被害者支援推進委員会において、犯罪被害者支援の推進状況の把握と必要な調整を行う。

(2) 都道府県警察

各都道府県警察は、実情に応じて、総合的に犯罪被害者支援を推進するための委員会を設置し、犯罪被害者支援推進体制の強化を図るものとする。

5 犯罪被害者支援推進計画の策定

(1) 警察庁

警察庁においては、施策の効果を点検し、必要に応じて施策に見直しを加えて、毎年度犯罪被害者支援推進計画を策定するものとする。

(2) 都道府県警察

都道府県警察においては、警察庁において策定する犯罪被害者支援推進計画を踏まえ、当該年度における犯罪被害者支援を推進するため、施策の効果を点検し、必要に応じて施策の見直しや独自の施策を加えて、都道府県の実情に応

じた計画を策定するものとする。

第2 具体的な施策

本項に示す施策については、犯罪被害者(犯罪(刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。)による被害を受けた者又はその遺族をいう。以下同じ。)に加え、施策の内容に応じ、被害を受けた者の家族に対しても積極的に推進するものとする。

1 損害回復・経済的支援への取組

(1) 損害賠償の請求についての援助等

ア 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度等の犯罪被害者の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等の内容を充実させるとともに、これらを都道府県警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等来訪者の目に触れやすい場所に備え付け、また、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して周知徹底する。

イ 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実

都道府県暴力追放運動推進センター、各単位弁護士会の民事介入暴力団対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実させる。

ウ 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

振り込め詐欺等の預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、犯罪被害者に積極的にアプローチし、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行う。

エ 速やかな還付手続等の徹底

犯罪捜査、地域警察活動において、被害品の発見に至った場合は、当該品を適正に保管・管理するとともに、早期に還付又は仮還付の手続を行う。また、関係機関・団体と連携して盗品等の流通を防止し、被害者の被害回復を図る。

(2) 給付金の支給に係る制度の充実等

ア 犯罪被害給付制度の運用改善

犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用し周知徹底するとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者に対しては、給付制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行う。また、給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、可及的速やかに行うよう努める。

イ 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携

犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者であ

って、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者については、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。

ウ 医療費等の負担軽減

性犯罪被害者の緊急避妊の費用、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費、参考人旅費等を引き続き積極的に措置する。特に、性犯罪被害者に係る緊急避妊等の公費負担の運用が可能な限り全国的に同水準で行われるよう努める。また、性犯罪被害者に対する各種支援施策について、被害相談時のみならず各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知徹底する。

(3) 被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で自ら居住する場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所を確保する制度を引き続き積極的に運用するとともに、その充実に努める。

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 精神的被害回復への支援

ア 性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことによりその技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用してカウンセリングを実施する。また、精神科医やカウンセラー、被害者支援団体等との連携を図るなど、カウンセリング委嘱制度を積極的に運用し、性犯罪被害者のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施するよう努める。

イ 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする被害者支援団体への紹介を行うほか、少年補導職員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を実施する。

(2) 安全の確保

ア 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止

子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を行うとともに、検察庁、刑務所、地方更正保護委員会、保護観察所その他関係機関・団体との連携に努め、子どもを対象とする暴力的性犯罪の前歴を有する者の再犯を防止する。

イ 犯罪被害者に関する情報の保護

被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者の意見と、報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘

案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。

ウ 再被害防止措置の推進

同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更正保護委員会、保護観察所その他関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領や自主警戒の方法について教示するなど防犯指導を行う。また、必要に応じ緊急通報装置の貸与や警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進する。

エ 保護対策の推進

拳銃発砲や被害者・証人等に対する報復等の暴力団犯罪により危害を被るおそれがある者や関連施設等を予測し、広範囲に保護対象者を指定する。また、専従の警戒班による流動警戒や固定警戒、警ら用自動車による駐留警戒の実施や、必要な装備資機材を整備し、関連施設へ配備するとともに、自主警戒についても指導するなど、危害行為を未然に防止するための措置を推進する。

オ 再被害防止に向けた関係機関との連携の充実

配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等を保護し、これらの者の再被害を防止するため、婦人相談所、児童相談所等との連携を一層充実させる。

また、学校を始めとする関係機関・団体との連絡体制や要保護児童対策地域協議会等の組織を活用するほか、加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の一層の充実を図る。

カ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための教養等の実施

児童虐待の発見に資するための教養や子どもの死亡例に関する適切な検視に関する教養の実施、「児童虐待対応マニュアル」の活用等により、職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認するなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応の徹底を図る。

キ 行方不明者対策の強化

行方不明者届がなされた者のうち、その生命又は身体に危害が生じているおそれがある者等について、その者の行方に関する情報の収集を行い、必要な探索又は捜査を行うとともに、関係機関・団体の協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見し、保護するための措置を講ずる。

(3) 保護、捜査、公判の過程における配慮

ア 研修の充実

採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行うとともに、犯罪被害者による講演を組み込むなど、犯罪被害者への適切な対応を確実にするための教養の充実を図る。特に、被害者支援担当職員に対しては、臨床心理士によるロールプレイ方式による演習を含む専門的研修を行う。

イ 女性警察官の配置等

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図る。また、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するために性犯罪捜査指導官を設置するとともに、性犯罪被害者の身体からの資料採取の際における女性警察官の活用を図るほか、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする被害者支援団体との連携強化に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化する。

ウ 施設の改善

被害者専用の事情聴取室の環境を常に良好に保ち、被害者支援用車両の整備を進めるなど環境整備を図る。

3 刑事手続への関与拡充への取組

ア 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう医療機関に対する働きかけを行い、証拠の採取・保管に必要な資機材を整備し、警察への被害申告を躊躇^{ちゅうちよ}している間に証拠が滅失することのないよう努める。

イ 刑事手続等に関する情報提供の充実

犯罪被害者の意見・要望を踏まえ、警察庁が示す「被害者の手引」モデルを参考としつつ、刑事手続や少年保護事件の手続のほか、警察のみならず関係機関・団体による犯罪被害者のための制度等を網羅的に分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、必要に応じてその内容を充実させるとともに、配布方法を工夫し、犯罪被害者への早期の提供に努める。

また、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努める。

さらに、都道府県における外国人犯罪被害者の多寡等の実情を踏まえて、外国語版の「被害者の手引」を適切に作成・配付するように努めるとともに、外国人対象の防犯教室や自治体の外国人向けの広報誌などを通じて警察の被

害者支援施策について周知を図る。

ウ 捜査に関する適切な情報提供等

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者の要望に応じ、適切に捜査状況等の情報を提供するよう努める。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な措置を講じる。また、被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者の状況やニーズのうち、被害者支援団体や他の行政機関と共有すべきものについては、犯罪被害者の同意を得て情報提供するなど、関係機関・団体との連携を図る。

エ 交通事故事件捜査の体制強化等

交通事故被害者の心情に配慮しつつ、緻密で科学的な捜査を一層推進するため、重大・悪質な交通事故等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が現場臨場して客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うとともに、平素から交通事故捜査員に対する各種教養の充実を図り、交通事故事件における捜査体制を強化する。また、被害者連絡調整官の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者の負担軽減を図る。

4 支援等のための体制整備への取組

(1) 支援体制の強化等

ア 指定被害者支援要員制度の活用

事件発生直後から犯罪被害者に付き添い必要な助言等を行ったり、カウンセラー、弁護士会、被害者支援団体等の紹介、これらへの引継ぎを実施するなどする指定被害者支援要員制度の積極的活用を図るとともに、指定被害者支援要員の知識・能力の向上を図るための教養の充実に努める。

特に、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、指定被害者支援要員を必要に応じて迅速に集中運用するためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、支援担当部門と捜査担当部門との連携強化を図る。

イ 支援に携わる者への心理的影響に対する配慮

支援業務に従事する警察職員は、犯罪被害者の状況を間近に見ることや、時には犯罪被害者の感情の表出に直面することで、極めて強いストレスを受ける場合があることから、これら職員に対し、ストレスに関する教養を行い、ストレスに備えさせるとともに、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングを受けさせるなどの必要な措置を講じる。

ウ 適切な評価と好事例の勧奨

情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者支援が確実に実施されるよう、警察庁においては、各都道府県警察を指導・督励するとともに、好事例を勧奨していく。各都道府県警察においても、好事例については、適切に評価、表彰及び職員への勧奨を行い、犯罪被害者支援に係る職員の意識の高揚と、

具体的な支援事例を通じて個々の職員の能力の向上を図るとともに、不適切な事案については速やかに対処する。

(2) 相談及び情報の提供等の充実

ア 相談体制の充実等

全国統一の相談専用電話「9110番」のほか、「性犯罪110番」、少年相談に関する相談窓口等個別の相談窓口の設置や、性犯罪相談窓口に女性警察職員を配置するなど相談体制の充実を図る。また、犯罪被害者の住所地や、匿名や実名であるかにかかわらず相談に応じるとともに、犯罪被害者の要望により、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど犯罪被害者がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応を行う。

また、一定の少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、事件の早期の認知・検挙に努め、被害者を早期に保護する。

イ 告訴・告発、被害届等の適切な受理

告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、被害者の立場に立って適切に対応する。

なお、犯罪としての立件措置の可否の問題とは別に、当該事案の状況に応じ、指導・警告による被害拡大防止を検討するとともに、捜査担当以外の部門や他の機関での対応が適切なものについては、確実に引き継ぐなど、必要な措置を講ずる。

ウ 地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動の推進

捜査部門との緊密な連携を図り、犯罪被害者の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進する。

エ 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

「性犯罪110番」等の相談窓口に関する広報、「女性相談交番」の効果的運用等により、性犯罪被害者が情報を入手する際の利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、被害者の同意を得て被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、当該被害者が早期に被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。

オ ストーカー事案、配偶者からの暴力事案への適切な対応

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を担当する職員に対し、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させること等を目的とした専門的な

教養を実施するとともに、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを始めとする関係機関と連携を強化する。また、事案を認知した場合は、被害者に対し保護命令や一時保護の制度等についての情報提供や加害者に対する指導警告を実施するなど、適切に対応する。

カ 被害少年が相談しやすい環境の整備

少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をするとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。

キ 海外における邦人の犯罪被害者に対する支援

外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え支援等の適切な支援活動を行う。

ク コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする被害者支援団体に対し、研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力を行う。また、犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため、被害者支援団体の支援員をコーディネーター役とし、被害者支援連絡協議会等で具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を行う。

ケ 関係機関・団体との連携の強化等

被害者支援連絡協議会等のネットワークの活用により、犯罪被害者支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、「犯罪被害者支援ハンドブック」等を活用することでそれらの機関・団体の犯罪被害者支援のための制度についての情報提供ができるよう努める。また、民間の団体と連携し、被害者の要望に応じて、自助グループの紹介を行う。

コ 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

各都道府県警察・警察署レベルで設置されている被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、その設置目的を各構成員に共有させ、犯罪被害者支援を実施する関係機関・団体が果たすべき役割を明確にするとともに、犯罪被害者の置かれている立場の理解を深めるための研修会や具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対応能力の向上を図る。

(3) 民間の団体に対する援助

ア 民間の団体への支援の充実

被害者支援団体への財政的援助の充実に努めるとともに、犯罪被害者の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援に努める。また、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者への援助を行う団体の意義・活動等について広報する。

イ 民間の団体との連携・協力の強化、犯罪被害者等早期援助団体に対する指導等

被害者支援団体による支援が、全国的に一定水準以上で行われるよう、犯罪被害者の実態、支援に役立つ事例、二次的被害を防止するための留意事項等の支援に関する必要な情報提供を行い、被害者支援団体の運営及び活動に協力するとともに、犯罪被害者等早期援助団体に対しては、その財政状況又は運営状況に関して改善が必要と認められるときは、支援法第23条に基づき改善に必要な措置をとるべきことを命ずるなど適切な指導を行う。

5 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

ア 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等

教育委員会等関係機関と連携し、中学生・高校生を対象に犯罪被害者が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、次世代を担う者の規範意識の向上や犯罪被害者への配慮・協力意識の涵養に努める。

また、犯罪被害者支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を深めるため、大学等との連携を強化し、大学生に対する犯罪被害者支援に関する講義等を積極的に推進するほか、あらゆる機会を利用して広く国民の参加を募った、犯罪被害者による講演会を実施し、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成を図る。

イ 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者支援施策に関する広報の実施

関係機関や被害者支援団体とも連携の上、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーンや各種討論会についての広報啓発活動を促進する。また、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進に努める。

なお、情報提供を行うに当たっては、ウェブサイト等の情報の充実に努めるとともに広報誌、リーフレット等のインターネット以外の媒体を用いて情報を提供することで、インターネットで情報を得ることができる者とそうでない者との間で情報格差が生じないように配慮する。

ウ 交通事故被害者の声を反映した国民の理解増進

交通事故被害者の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、交通安全講習会で配付するほか、交通安全の集い等において交通事故被害者による講演を実施するとともに、運転者に対する各種講習において交通事故被害者の切実な訴えが反映されたビデオ、手記を活用することや交通事故に関する様々なデータを公表すること等により、交通事故被害者の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。

エ 犯罪被害者の個人情報保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施

地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、被害者が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌のほか、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子どもへの声かけ、ひったくりの発生状況等を発信する。